

令和 3 年度 第 10 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 1 月 25 日(火) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 50 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	2	孝野 覚也		3	西本 繁夫	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	児島 一義		推進委員	下田 健二	
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	和泉 壽男	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和3年度第10回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和3年度愛南町農業委員会第10回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に2番、孝野 覚也委員と3番、西本 繁夫委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号32番、須ノ川の4筆、地目・面積は田・724㎡、畑・1,086㎡で3条無償移転でございます。経営面積は32.4aでございます。</p> <p>受付番号33番、御荘長月の12筆、地目・面積は田・5,158㎡、畑・5,904㎡で3条有償移転でございます。経営面積は0aでございます。</p> <p>受付番号34番、城辺甲、地目・面積は畑・570㎡で3条有償移転でございます。経営面積は368.2aでございます。</p> <p>受付番号35番、上大道の12筆、地目・面積は畑・18,498㎡で3条地上権でございます。</p> <p>本申請は営農型太陽光発電事業に関する案件で、平成27年10月の定例会で20年間の3条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします5条の一時転用許可申請に伴うもので、本年4月で3年の許可期間が経過することから、再度3年間の許可申請を行うものでございます。なお、本案は、5条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行</p>

	<p>いたします。</p> <p>受付番号 36 番、上大道、地目・面積は畑・731 m²で 3 条地上権でございます。</p> <p>本申請は営農型太陽光発電事業に関する案件で、平成 28 年 5 月の定例会で 20 年間の 3 条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします 5 条の一時転用許可申請に伴うもので、本年 2 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の許可申請を行うものでございます。なお、本案は、5 条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5 条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。</p> <p>以上 5 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p>
	<p>32 番お願い致します。</p>
委員	<p>二人の関係は親子です。譲渡人が 99 才の高齢なので早めに譲るということです。子供が女性なので、譲受人が譲り受け、今まで通り耕作することになっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
	<p>33 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は長月の奥で、小学校から 600mほど行き、お寺の向かいの坂道を左にあがったところに田、さらに上がったところにみかん畑があります。主に甘夏を植えています。作られる方は、今年の 3 月に今住まわれているところを引き払って、家族全員でこちらに住んで作られるそうです。今の状態はきれいに管理されていて作りやすいのではないかと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 34 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、中学校から豊田寄りの神越という地区です。集会所から山のほうにあがったところでは、東京在住の譲渡人所有の畑を、農業兼造園業の譲受人に譲渡したいということです。譲受人の娘さんが野菜作りをしたいそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 35 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所はライスセンターのすぐ上で、ソーラーパネルを設置していて、その下</p>

	<p>の管理運用ということで、現地確認をいたしました。管理はよくされていて、榊も 100%近く育っています。昨年あたりから少しずつ出荷できる状態になったということです。今回は 3 年ごとの運用の確認の申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>委員の説明から、最近管理が良いということですが、3 年前も見に行ったのですが、最初から管理が悪く、指摘がかなりあったが、最近管理できて出荷できる状態だとみている。図面で、パネルの中などに線がいっぱいあるのは何か？</p>
事務局	<p>筆ごとに分けて引いています。地番ごとです。国調で分けています。</p>
議長(会長)	<p>里道に設置しているように見えるが。</p>
事務局	<p>建設課に占有許可を得たうえで設置しています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>36 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は集会所から満倉方面に 2・300mほど行った所です。運用開始からまだ 3 年ということで、榊の育成はそれほど良くありません。全体の 6・7 割が定着している感じでした。原因は、どうしてもあの辺りは赤土なので排水が悪いということで、排水をしっかりとってすれば、先程の 35 番のようになるのではないかとということです。春先の暖かくなったら植え替えをするということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご</p>

	<p>意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 24 番、上大道の 12 筆、地目・面積は畑・18,498 m²の内 147.17 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>先ほども 3 条地上権の案件でご説明をいたしました。本申請は、平成 27 年 10 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお、本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時転用申請ですが、本年 4 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うものでございます。</p> <p>また、農地の区分は、農用地区域内にある農地、及び良好な営農条件を備えている農地で、農振農用地及び第 1 種農地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地や第 1 種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能と思われま</p> <p>す。</p> <p>受付番号 25 番、上大道、地目・面積は畑・731 m²の内 0.24 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>先ほども 3 条地上権の案件でご説明をいたしました。本申請は、平成 28 年 5 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお、本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱等の設備を設置することについての一時</p>

	<p>転用申請ですが、本年 2 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うものでございます。</p> <p>また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、第 1 種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能と思われます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。24 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>先ほどの 3 条の説明のとおりです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>25 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>こちら、先ほどの 3 条の説明のとおりです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 15 番、須ノ川の 3 筆、地目・面積は畑・4,682 m²でございます。場所は、中学校から東へ 500mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 16 番、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・209 m²でございます。場所は、小学校から北西へ 700mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を</p>

事務局	<p>議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 138 番は再設定で、御荘平山、地目・面積は畑・4,004 m²の内 1,500 m²、賃貸借で生産物はデコポン、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 139 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は畑・465 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 140 番は再設定で、御荘長月の 6 筆、地目・面積は田・3,959 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 141 番は再設定で、緑丙の 9 筆、地目・面積は田・4,721 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 142 番は再設定で、緑丙、地目・面積は田・1,044 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 143 番は再設定で、小山、地目・面積は田・510 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 144 番は再設定で、広見、地目・面積は田・4,459 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 145 番は再設定で、増田、地目・面積は畑・2,463 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 146 番は再設定で、増田、地目・面積は畑・4,754 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 147 番は再設定で、緑乙の 3 筆、地目・面積は田・4,085 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 148 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,102 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 149 番は再設定で、緑乙の 5 筆、地目・面積は田・4,819 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 150 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・3,689 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 151 番は再設定で、御荘深泥の 8 筆、地目・面積は畑・6,066.83 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 152 番は新規で、城辺甲、地目・面積は畑・4,249 m²の内 1,900 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p>
-----	---

受付番号 153 番は新規で、広見の 2 筆、地目・面積は田・2,529 m²、賃貸借で生産物は水稲・果樹・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 154 番は新規で、広見の 2 筆、地目・面積は田・2,057 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 155 番は新規で、広見の 6 筆、地目・面積は田・4,095 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 156 番は新規で、上大道、地目・面積は田・1,609 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 157 番は新規で、増田の 3 筆、地目・面積は田・2,109 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 158 番は新規で、上大道の 4 筆、地目・面積は田・2,850 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 159 番は新規で、緑乙の 4 筆、地目・面積は田・2,575 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 160 番は再設定で、緑甲の 4 筆、地目・面積は田・3,041 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

以上 23 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

孝野 寛也

議事録署名人

西本 繁夫